

子跡 議会だより

あま市議会
2012年3月
第7号

<http://www.city.ama.aichi.jp/gikai/>

「将来は、消防士さんになるんだ！」
(森自主防災会の訓練会場にて)

12月定例会のあらまし

全小中学校に扇風機を設置へ

基準に照らした消防ポンプは、倍の14口数

市の考えを問う(12議員が一般質問)

災害がれき処理の安全確保の基準を

2

4

8

10

16

お互いの人権を尊重し、自由かつ平等で公正な社会の実現を

人権尊重のまちづくり条例を制定

12月定例会は、12月2日から21日までの20日間で開かれました。

議案上程や一般質問の後、

条例の制定・改正、損害賠償の額の決定、一般会計と特別会計、企業会計の補正予算、人事案件、請願、陳情などを審議しました。

人事案件以外は、それぞれ所管の常任委員会でも集中審査。審議した結果、

提案された議案は、一部の請願、陳情を除きすべてを原案のとおり可決、採択しました。なお、定例会の最終日には、大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書など3件を追加で上程し、賛成多数で可決しました。



あま市甚目寺公民館で行われた人権講演会



あ

ま市人権尊重のまちづくり条例が制定されました。

「人権の世紀」といわれる21世紀に入って既に10年が経過していますが、改めて、21世紀が「人権の世紀」であることを思い起こし、市民一人一人が自らの人権意識を高め、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指すものです。（関連質疑を6、7ページに掲載しています。）

あま市行政財産の目的外使用に係る使用料条例が制定されました。

あ

ま市3消防団の統合などを図るため、現行の3消防団42分団680人体制から、1団4方面隊14分団357人体制とし、当市を4つの方面隊に分け分団区域の再編をします。

平成24年4月1日をもって移行し、指揮命令系統の一元化により市内を機動的に活動できるように体制づくりを図ります。（関連質疑を8、9ページに掲載しています。）

名古屋市水道給水区域のあま市甚目寺地区の下水道使用料徴収事務を平成24年度から名古屋市に委託します。これにより、甚目寺地区の方も、七宝

あ

地区、美和地区の方と同じように、上下水道料金を一括で支払いができ、料金問い合わせが一本化され、利便性が向上されます。

今

定例会では、一般会計と3つの特別会計、企業会計の補正予算を、それぞれ可決しました。このうち、一般会計には2億123万円を増額し、予算総額を269億4518万円としました。

歳入では、普通交付税が、生活保護費や障害者自立支援給付などの需要額の増加により4億8328万円の増額や、子ども手当負担金関係で国・県負担金3億332万

こ

のほか、あま市市民病院に通院されていた患者さんに対し、当院の介助の際の不幸により起きた事故に対して、損害賠償の額を決定しました。内訳としては和解金350万円と診療費91万4545円のあわせて、441万4545円となります。

の減額など。歳出では、今回の補正時における剰余を、財政調整基金へ8779万円、公共下水道基金へ6億円の基金積立をし、子ども手当の制度改正に伴う支給額の変更やシステム改修により、子ども手当費3億837万円を減額などするものです。（関連質疑を4、5ページに掲載しています。）

一

般質問は、12月8日に行われました。26人の

議員のうち、12人が登壇。大震災などの災害に備え市の防災対策など、多岐にわたって活発な質問が繰り広げられました。（質問の内容は、10ページか

当院の今後としては、病院内に設置の医療安全対策委員会などを積極的に活用し、院長はじめ市民病院のスタッフが一人丸となって、安全な医療の提供に努めていきます。

七宝地区、甚目寺地区の 全小中学校に扇風機を設置

1教室に4台、壁かけ扇風機を



美和地区の小中学校に設置されている壁かけ扇風機

12月補正予算の状況

会 計 名	補 正 額	補正後の予算額
一 般 会 計	2億 123万円	269億 4518万円
介護保険(保険事業勘定)	627万円	40億 699万円
公共下水道事業	10万円	18億 4640万円
後期高齢者医療	△ 435万円	13億 5517万円
病 院 事 業	収益的収入	441万円
	収益的支出	441万円

一般会計と3つの特別会計、企業会計は、12月9日の本会議と、各常任委員会に付託され審議されました。その結果、付託された議案はすべて可決すべきものと決定し、最終日に開かれた本会議で可決しました。

生活・介護支援サポーター養成事業や認知症高齢者等見守り事業、保育園・小中学校での猛暑対策の空調機器や扇風機設置の問題、公共下水道基金への積立など、いくつかの質疑を取り上げ、内容を要約してお伝えします。

問 生活・介護支援サポーター養成事業ですが、次期の介護保険の総合事業に対応していきま

すか。

高齢福祉課長 この事業は、特に高齢者、高齢者のみの世帯の方、一人暮らしの高齢者の方などについて、介護保険で受けられない方に対し、ボランティアを養成させていただきます。

認知症高齢者等見守り事業とは

問 認知症高齢者等見守り事業ですが、対象者は何人で、どんな事業ですか。

高齢福祉課長 現在、認知症になられた方、あま市で約900人おみえになり、民生委員さんなどに協力して訪問していただいております。特に家族から相談があった方に対して巡回させていただいた

めに、軽自動車を1台購入します。

問 巡回の頻度、月にどれだけの訪問をしますか。

高齢福祉課長 民生委員さんや、ご近所の方から連絡があった場合は、すぐに駆けつけて回ります。特に問題のある方は、月に1回程度回っていただいています。私どもも月に1回程度回るなり、週に1回など、見に行った状況により異なります。

問 保育園では、空調機器は、どれくらい未設置になっていきますか。職員室か、保育室なのか、どのようなところに設置する方向ですか。

福祉部長 基本的に未設置の保育園も、一部職員室とか、乳児室いわゆる赤ちゃん部屋、それから集会室みたいな遊戯室、こちらには空調設備が設置されています。通常の

保育室は未設置なので、今回設計業務だけを委託する部分を計上しました。

問 七宝地区、甚目寺地区の全小学校への扇風機の設置ですが、各教室に何台設置しますか。また、どのような種類の扇風機でしょうか。

教育部長 各小中学校、1教室に4台設置するもので、30型の壁かけ扇風機を予定しています。

問 学校によっては移動式の扇風機が1台しかない教室がありました。そうした学校へも4台設置するということですか。

教育部長 移動式扇風機が設置されている中学校も、今回壁型の扇風機の設置を計画しています。

下水道事業に6億円の積立は

問 下水道事業の積立金6億円補正されていますが、根拠は一体何ですか。

企画財政部長 一般会計補正予算は、歳入全体で2億123万円の増額を

しています。

一方、基金積立金を除く歳出では、4億8655万円の減額を予定している

ので、合わせて6億8779万円を基金積立金の財源として活用できることになりました。そこで、公共下水道基金へ6億円、財政調整基金へ8779万円としています。

公共下水道事業は平成22年度に一部地域で供用開始しており、今後も計画的に整備を進めていくためには長期的に多額の財源が必要となります。今回、優先的に公共下水道基金へ積み立て、翌

年度以降の公共下水道事業に必要な財源を確保しておくべきだと判断したものです。

問 9月の補正予算でも、積み立てしており、基金全体では13億円以上積み立てしています。一体どれだけ積み立てしますか。

企画財政部長 下水道は、住民に本当に密着したインフラ整備で、既に計画もされています。下水道に関する基金

は、こうした留保ができたら、先の事業費の担保をできるときにはしていく必要があると思っています。万が一、下水道基金が枯渇すれば、一般の財政調整基金から、補てんするなどして、下水道の事業を進捗していく必要性があり、9月でも補正をしました。留保として補正できると判断ができたときは、下水道事業に対する基金に積んでいきます。



市内で着々と進む公共下水道工事

あえてこの条例を 提出する理由は



旧基目寺町時代に建てられた「人権尊重の町」のモニュメント

12月定例会は、
人権尊重のまちづくり条例や消防団条例の一部を改正する条例なども
審議されました。

各常任委員会に付託し、いずれも賛成多数で最終日に可決しました。
ここでは、本会議、委員会の審査の中から、いくつかの質疑を取り上げ、
討論された内容も要約してお伝えします。

問 世界人権宣言の中には市民の権利、自由の権利、政治的権利、経済、文化、その他の権利が記載されています。この文章が日本国憲法の11条から14条までに網羅されていますが、現在の段階で、経済産業省、あるいは法務省、いろんな組織がこうした人権などに関わる施策を現在行っています。そうした中で、あえてこの条例を今提出しなければいけない理由、そして、旧基目寺町では、人権の町ということで掲げていた経緯もあります

答 世界人権宣言の中には市民の権利、自由の権利、政治的権利、経済、文化、その他の権利が記載されています。この文章が日本国憲法の11条から14条までに網羅されていますが、現在の段階で、経済産業省、あるいは法務省、いろんな組織がこうした人権などに関わる施策を現在行っています。そうした中で、あえてこの条例を今提出しなければいけない理由、そして、旧基目寺町では、人権の町ということで掲げていた経緯もあります

問 世界人権宣言の中には市民の権利、自由の権利、政治的権利、経済、文化、その他の権利が記載されています。この文章が日本国憲法の11条から14条までに網羅されていますが、現在の段階で、経済産業省、あるいは法務省、いろんな組織がこうした人権などに関わる施策を現在行っています。そうした中で、あえてこの条例を今提出しなければいけない理由、そして、旧基目寺町では、人権の町ということで掲げていた経緯もあります

答 世界人権宣言の中には市民の権利、自由の権利、政治的権利、経済、文化、その他の権利が記載されています。この文章が日本国憲法の11条から14条までに網羅されていますが、現在の段階で、経済産業省、あるいは法務省、いろんな組織がこうした人権などに関わる施策を現在行っています。そうした中で、あえてこの条例を今提出しなければいけない理由、そして、旧基目寺町では、人権の町ということで掲げていた経緯もあります

が、今なぜこのような条例が必要なのか。

人権推進課長 日本国憲法におきまして、基本的人権の享有、自由および権利の保持責任、個人の尊重などが明記されていますが、憲法の枠を超える条例ではなく、憲法の範囲内でその趣旨に沿って条例が定められることは、一般的に考えられます。

また、市民がともに考え支え合いながらお互いの人権を尊重し、思いやりのあふれた住みよい社会の実現を強く目指すことを考え、今回、23年度

において制定をお願いするものです。

市長 子どもたちの権利、また、女性問題、そして、同和問題も含めて、今何が世の中で起こっているのか、国が保障してくれるのかということまで、考えていかなければならないと思っています。

今の地方分権、地域主権の中で、あま市の人々が、皆幸せで暮らせるような形づくりのために、制定に向けていかなければならないと考えています。

努めるではなく理解するにしては

問 市民の責務、事業者の責務として、市民として努める、事業者として努めるという条文があります。努めていないことになれば、ある意味で条例に反する考え方を持つ

という結論になるわけで、理解をするという言葉に変えていただきたい。ブルーテントで生活しているならば、助けなければならず、責務だと言われたならば、莫大なお金、時間を必要とします。

あるいは、保護観察中の方々の職探しは、なかなか、他へ頼んでも入れてもらえない。自分の会社で体験雇用を含め、本雇用ということは、会社の経営あるいは運営にとってはプレッシャーになります。この努めるという言葉、責務という言葉は非常に大きな足かせになると思いますが、いかがですか。

人権推進課長 市民、事業者の責務ですが、市が実施する人権施策を、一方的に押しつけようとするものではありません。また、上から目線の強制的なものでもありません。職域、学校、地域、

✓家庭など、あらゆる分野で、いろいろな立場から、市民、事業者の自発的な人権意識の高揚を願っているものであり、また、そうした社会環境づくりをするものです。

企画財政部長 条例策定に向けて、提言をいただいた人権推進懇話会の皆さま方は、自分たちが自ら市民とは、どうあるべきかということ、自助努力、努力規定という形で努めるものとするという表現にしたものであり、それをあえて強制するものではありません。

特に事業者の方は、社会的立場でもって、それぞれの立場で、できる範囲でやっていただきたいという思いでこうした記述にしています。

思想、信条の自由が脅かされるのでは

問 この施策に市民と事業者が協力するよう努めるものとするとすれば、市民の思想、信条の自由が脅かされていきませんか。市長の政策に市民が丸ごと協力させられてしまったら、行政は誤りを犯す可能性があるわけでは非常に危険な状況になると思えますが。

市長 人権というものを縛るということではないと考えています。人権は、いろんな意味で自由度をもっていると思っています。精神的な自由、経済的な自由、そして人身的な自由、いろんな自由もありますので、その中でさまざまな人として当たり前のことを当たり前に考える心として、この人権尊重のまちづくり条例という形で、市民の方々に幅広くお知らせをしていかなくはならないと考えています。

問 今なお、人種、信条、性別、社会的身分または

門地などに起因する人権侵害が存在していると、この条例の中でいわれていますが、その事例はどういう状況になっていきますか。

人権推進課長 人権侵犯のみの件数ですが、名古屋法務局津島支局管内では、平成23年11月末現在で60件となっています。

あま市での件数、内容などは把握されていませんが、条例が制定された後には、各関係機関、各関係組織と連携を重ね、一步一步でも人権侵害の解消に向けて前進をしてまいりたいです。

問 人権が尊重されるまちづくりの基本理念に関することに市民は協力することになりますが、当市で人権侵害の事例もある状況の下で、条例で定める市民、あるいは事業者がそこに協力するとなるとおかしな条例になっていくのでは。

市長 全国の中学生の人権に関する作文なども拝見しています。最後には、私たちがきちんと人権を守り、率先していかなければいけないことが最後に必ず書いてあります。

また、電車に乗りますと、昔は自然とお年寄りの方に席を譲る時代がありました。今は、高齢者の方に席を譲るシールを貼って席を設けなければならぬ時代なのかなと思います。

そうした時代だからこそ、制定しなければならぬと思っています。

同和行政を継続し実施していくもの

VS

人を尊敬できる社会が大切

反対討論

同和行政は国の特別措置法が失効し、終了したが、この条例は、同和行政を継続し実施していくもの。当市総合計画素案には同和問題をはじめ、虐待、DVなど人権が侵害される状況は、今なお存在していると記されている。だから、この条例を制定していくと書かれている。条例案のねらいは、人権の名のもとに同和対策を恒久的に続けていくこと。そうすると、旧同和地区を固定化することになる。必要なのは、あま市の中で自由な社会的交流を進め、発展をさせて連帯していく活動を大いに援助していくことではないか。そうした方向と全く逆行するので反対する。

人権尊重のまちづくり条例

賛成討論

いじめや児童虐待、女性への性的嫌がらせ、DV、外国人労働者への不当差別、メディア報道による人権侵害など依然として後を絶たない。市民一人一人が人権を大切にし、人を尊敬できる社会、差別や偏見のない明るく住みやすいまちづくり、日ごろから一人一人を大切に、思いやり、豊かな心で自由かつ平等で公正な社会構築のためのまちづくりが大切。今回あま市が人権に光を当て、人権尊重のまちづくり条例を制定し、市と市民、事業者が協力し合い、啓発し合って人権問題へ真摯に取り組んでいくことは、極めて意義深いもので賛成する。

基準に照らした動力消防ポンプは、倍の14口数

あま市総合防災訓練



問 消防力というのは設備、消防団の数だと思います。二つ目には消防車両や機材。三つ目には消防団員数と水であると思います。しかし、設備、消防団の数を見ると、42分団から14分団。消防車両は42台から14台、団員数は680人から357人と減らしていくのは、消防力の低下となりませんか。

総務部長 総務省消防庁の消防力の整備指針があり、各自治体が、消防力の整備目標として、定める数値を基準の中で掲げています。通常火災に対応する消防団員数は、ポンプの口数と連動しています。このポンプの口数というのは、人口から割り出しており、口数は、あま市消防団での動力ポンプは7口です。

しかし、この地域の面積など、近隣自治体などの状況を勘案して、倍の14口の動力消防ポンプ数として、14分団で消防団を構成することとしました。その操作にかかる団員数としては、14口、4人（小型可搬ポンプ1口の運用にかかる必要最小限人数）で56人をみています。また、大規模災害などに対応する団員数などは、可住地面積をもとに算出された団員数ということ、可住地面積という、あま市の市街化区域などの面積で、農地などを除外した面積をもとに算出された団員数は294人となります。

自主防災会との関連では
問 自主防災会との関連ですが、実際に団員が減り、それを自主防災会で補っていく考えであると思います。あるところは区長さんが年番のように変わりながら、引き継いで、新しい区長さんに加わっていくことで、一つの体制の塊がなかなかできない問題があると思います。

これに消防団の幹部として、団長1人、副団長2人、副団長格の方面隊長4人を加えて、合計357人で、今回の団員数の定数としています。ですから、人口、可住地面積、いろいろなものを勘案して、その基準に照らし合わせて、団員数など決めており、消防力の低下を招くような形ではしておりません。

その方がいなくなった、また亡くなるということも考えられるわけで、次の指導者を、組織として維持しなければいけません。1人、2人では、成り立つわけではありませんから、そうしたことを維持、運営のための管理的な費用を充実させる必要があると思いますが。

また、その場合の人員も含めて、これぐらいを考えているとか、こう

✓した体制でいきたいという概略を説明していただけますか。

総務部長 大災害時などの場合は、自分の命は自分で守るのが原則でありますので、各地域で防災力の強化に努めていただく必要があると思います。そのためにも、自主防災会を強化していく必要があり、地域防災力強化の方策などの情報提供や、補助金制度により自主防災会を支援しています。

自主防災会の活性化策として、防災リーダーの育成を目的としたあま市防災カレッジを本年開校し、防災リーダーの育成をしています。防災リーダーが、自主防災会で活躍することにより、自主防災会が活性化され、地域の防災力を向上できると考えています。3年で6人の防災リーダーを各地区に育成することを目標にしています。



また、自主防災会の情報交換会もしており、できれば区長さんの充て職ではなく、そうした経験をされた方とか、専任でやれる方へ、やっていただきたいという要望もしています。

自主防災会の運営費の補助ですが、自主防災会の訓練補助や、地域での防災マップ、資機材の配備、整備の補助金の部分は、今、対応しています。

自主防災会に 権限と財源を

問 今回の改正で、報酬だけで900万円の減と強化して対応するということ、権限と財源の対応していただきたいのですが。

市長 自主防災組織の中で訓練を行えば、補助を

していきますし、各自主防災組織にもこうした事業をしたいとの要請もあれば、援助をさせていただきます。

地域防災力の向上を高めるために

VS

地域格差を緩和し、全域に活動エリアを

反対討論

大地震、風水害などをはじめ、広域災害、避難者捜索など、大量のホースを延長する場合や人海戦術など必要な場合は、団員の確保は必ず必要。水防団も多くを消防団が務めている。東海豪雨では、旧甚目寺町の団員さんが大活躍した。今後、台風、ゲリラ豪雨への水防対策も消防団の減少によって懸念される。また、地域によっては花火大会や祭りなど、地域のイベント時に警備および清掃などにも無償で使役されている。地域防災力の向上を高めるためには、消防団員などの減少はふさわしくないものとして、この条例改正に反対する。

消防団条例の一部改正

賛成討論

現在のあま市消防団は、合併時に旧3町の各消防団がそのまま引き継がれ、連合組織として3消防団を統括する連合消防団長を設けて運営されている。今回の改正は、3消防団を1団に統合し分団を再編することにより、団員選出に係る地域格差を緩和し、統合によりあま市全域に活動エリアを設け、出動応援の体制を明確にするもの。また、分団数は、近隣市および県の類似人口自治体のポンプ口数の平均13.2台を参考とし、人員の総数は平成12年1月20日の消防庁の告知、消防力、整備指針を参考としており、あま市に即していると思う。

給食食材の放射線測定を



野中 幸夫 議員

問 福島第一原子力発電所の事故で、農作物や魚介類に放射性物質が含まれていないのか心配している。子どもの給食は安全かなど心配する声が寄せられている。

学校給食センターで、放射線測定器を購入して、給食食材の測定をするべきと思うが。

教育部長 保護者から放射性物質の汚染を心配する声が、給食センターにも寄せられている。東北地方の野菜類は、検査機関で放射性物質が基準値以下のものを使用している。国・県などの動向をみて、簡易放射線測定器の購入を研究している。

補佐は、県内で流通している牛肉のうち220個体が、放射性物質に汚染された疑いがあり、33個体を検査し2個体が、暫定基準値以上で、187個体は検査できていないこと。これで安全と言い切れるのか。当市の責任で給食食材の検査をするべきでは。

た地方消費者行政活性化交付金もある。これで岡崎市は購入している。子どもの健康を守る観点からも、放射線測定器を購入しては。



市内小学校で行われているお楽しみ給食会

巡回バス検討の進展は



橋口 紀義 議員

問 巡回バスは以前にも要望があったが、既に運行している自治体でも国からの補助が無くなり、運営が厳しい。市の財政事情もあると思うが、高

齢者や体の不自由な方々からバス運行を求める声が多い。オンデマンドシステムでの検討とその後進展は。

しいと思うので十分な調査・検討を進めてまいりたいと考えている。

門の病院は、蟹江町に1軒、名古屋市中村区に3軒ある。

営住宅を案内している。

七宝地内を運行する福祉センター巡回バス





高速道路への避難訓練を報道する新聞



岩手県大槌町への衣服などの支援

ペアリング支援の実施を



柏原 功 議員

津波発生時の高速道路避難は

問 津波発生時の高速道路避難について、当市の考えは。

市長 当市としても、高速道路への避難について、広域的に検討、研究



加藤 哲生 議員

問 ペアリング支援を実施された自治体はかなりの効果があるが、当市では実施を考えているのか。
総務部長 当市ではペアリング支援は行っていないが、県、市長会などで

支援先の調整を行い近隣市町村と力を合わせて支援を考えている。
問 いつ来てもおかしくない東海地震や、東南海・南海地震などに備えを強化すべきだが、東日本大震災で人的支援など一番効果的だったのが、姉妹都市の関係を結んでいる自治体で復興のスピードを早めた。もう一つの対策として姉妹連携を行っているのか。

していく必要があると考えている。
23年の11月に県下31市町村で構成された愛知県沿岸市町村津波対策推進協議会が設立された。当市も、その協議会に参加をして、津波からの避難や周知、啓発などに関する協議をしている。
その中で、津波発生時の高速道路避難も、一時避難として、中日本高速

総務部長 当市では姉妹都市の連携は行っていない。

問 当市が東日本大震災の被災地に速やかに職員を派遣されたことは評価するが、姉妹都市提携を行うことにより災害時には速やかに支援を受けた、行ったりすることができると、市長の考えは。
市長 当市では、できる限りの支援をした。姉妹提携については災害のみならず、歴史、文化、産

道路株式会社要望を行い、具体的にどのように使用するか検討する予定。
また、高速道路の出入口からの避難は、危険なため、避難用のらせん階段の設置を国土交通省中部地方整備局に、要請をしている。

避難所のプライバシーの確保は
問 避難所のプライバシーの確保について、当市の考えは。また、避難

業などを含めた形で考えていきたい。

(編集委員会 注)
ペアリング支援とは、復興に向けて、被災地ではない特定の県、もしくは市町村(支援側)が、被災地の特定の自治体と協力関係を結び、互いに顔の見える持続的支援を行っていくもの。

所運営マニュアルの中に組み込むべきと思うが。
総務部長 着がえ、授乳、寝たきりの方への介助の場面など、さまざまな事例が考えられる。困うなどの場所の確保をする。
また、他の教室などへの避難も想定している。県の避難所運営マニュアルの中にも、プライバシーの確保という中身も入っている。参考にしながら、取り組んでいく。

災害時のホームページ代理掲載は



足立 詔子 議員

問 災害時のホームページの代理掲載とは、役所が甚大な被害を受けた際に、遠隔地の自治体にホームページの代理掲載をしてもらう仕組みである。被災地の一つである

宮城県大崎市でも震災直後から姉妹都市の北海道当別町に、ホームページの代理掲載をしてもらい、被害の状況などの情報を発信し続けることができた。そこで、以下の3点について問う。

①震災が発生した場合におけるサーバの管理は。
②災害時における情報の伝達手段は。
③遠隔地との災害協定の取り組みは。

の伝達などあらゆる方法をとっていく。
市長 広報、ホームページ等々で発信をし、災害時は安全安心メールなど瞬時に情報を発信している。さらに情報を提供する方法も研究をしている。

北海道当別町の「広報とうべつ」より



悪臭のひどい水路

交通安全のため整備が求められる水路



問 公害対策の悪臭についてだが、五条川水域から福田川へ流れ出る水路からの悪臭がひどい。当市東部西今宿地内における水路の対策は。



吉川 景男 議員

環境保全と水路の整備を

市民生活部長 水路の悪臭は、上流にある工場の排水に原因があると思われる。担当課に苦情が寄せられた都度、現地へ出向き指導している。工場の汚水処理施設の指導は愛知県が所轄であり、年4、5回の立入検査と、数回の水質検査を実施され基準を超えた場合、改善するよう指導されている。

問 当市東部栄地内の水路は、ボックスカルバートでふたがされ、水路の整備、通水路の安全対策がされている。しかし西今宿の一部地域では、ふた無し水路のため、ふたをする要請もあるが整備は、されるのか。

問 甚目寺五位田交差点から、東へ西今宿大洲川水路に、ふたをして児童生徒の安全を確保できないか。
建設産業部長 地元の協力を得て、水路の整備を進めていきたい。

あま市七宝総合体育館は



八島 進 議員

問 公共下水道接続に關する予算がついてないのはなぜか。
教育部長 今後、財政状況を見極めた上で整備を進めていきたいと考えている。

問 下水道法違反にならないか。

上下水道事業調整監 下水道法第10条で公共下水道の供用が開始された場合は、遅延なく下水を公共下水道に流入させるために、必要な排水設備を設置しなければならないと規定されている。

問 健康指導インストラクターがいらないのはなぜか。
教育部長 体力増進の一助として、トレーニング

機器が設置されており、従来どおりインストラクターは配置しない。

問 トレーニング機器の充実を図るべきでは。
教育部長 今後はトレーニング機器の更新を含め、トレーニング室をどう有効活用していくのか研究していく。

問 避難場所として、施設の充実を図るべきでは。例として、大型発電機、飲料・食糧、毛布など。

総務部長 大型発電施設については、連続稼働25時間の自家発電装置を設置している。

備蓄食料は充実しているが、必要に応じて供給する体制を整えていく。



あま市七宝総合体育館



24年度の主要政策は…

行政サービス・福祉向上に重点を



櫻井 信夫 議員

問 24年度の予算編成方針は。

企画財政部長 基本方針は、①行政改革大綱に基づく行政改革を断行し、事務事業の総点検な

ど積極的に見直して、財政の健全化を進めていく。

②ロードマップ事業については、優先度の高い施策を着実に推進するため、重点的かつ効率的に予算計上する。

③合併後のまちづくりとして、23年度までに制定、策定する各種条例や計画に基づく事業について、重点的かつ効率的に所要

額を予算計上する。

問 24年度の主要施策

は。
市長 主要施策は既にロードマップ事業として、22年度から25年度までの工程表を各分野にわたって示している。

また、これに加え新規・拡充事業なども盛り込む24年度予算編成作業の中で総合的な調査を行っている。

24年3月議会で、24年度予算案について、私の

考えを述べる。

問 24年度予算は、行政サービス、福祉向上に重点を置いた積極的予算を。

市長 住民サービスの低下にならないよう、予算を立てる。



耐震補強工事に住宅エコポイント



花木 敏行 議員

問 住宅エコポイント制度が、11月より復活したと報道されているが、当市の対応、考え方、告知、周知の方法は。
建設産業部長 この制度の中で、エコリフォーム

は窓の耐熱改修、外壁、屋根、床の断熱改修、バリアフリー改修などに最大30万ポイントが発行。耐震改修工事を実施すれば最大15万ポイントが加算される。
ポイントの2分の1以上を被災地の特産品や被災地への義援金などと交換が条件で、残りは省エネ、環境配慮商品や環境寄付、追加的なエコ工事に交換ができる。
対象期間は23年11月21

日から24年10月末までに着工した住宅が対象。耐震改修の促進につながるため、広報およびHPへの掲載や耐震診断時にパンフレットを配布しPRに努める。
問 今年度事業でシルバークンセンターに耐震診断のPRを委託しているが。
建設産業部長 23年9月から未実施九千戸のうち六千戸を訪問し、310件の申込があった。必要

な件数分は来年度予算に要求していく。
問 申込件数が膨れ上がったとしても、予算の中で積み残しのない施策をすべきたが。
市長 耐震化の促進、安全・安心なまちづくりにつながる考えのもと、この制度の活用を積極的、また前向きに考えていきたい。

地域スポーツ推進員の事業は



前田 豊光 議員

問 地域スポーツ推進員が、カローリングなどニュースポーツを習得するための実技研修費がないが。
教育部長 体育指導員や

協会、クラブなどに依頼し、地域スポーツ推進員の研修活動を支援していく。
問 市の事業を地域スポーツ推進員に委託する計画はないのか。
教育部長 市の事業への協力をお願いするが、事業委託は考えていない。
問 地域スポーツ推進員は、今後どのような位置づけで指導していくの

か。
教育部長 各地区に温度差があり、同一歩調を取るには時間がかかる。
生涯学習課長 地域スポーツ事業の企画、運営をさせていただけるようにお願いする。
問 当市全体の今後の市民スポーツ大会の計画はないのか。
教育部長 来年度としては、具体的な事業は決まっていない。事業を体育指導員や地域スポーツ

推進員とともに実施していきたい。
問 スポーツ全体の組織を立ち上げる計画はないのか。
教育部長 スポーツ団体全体からなる実行委員会などの組織があれば、心強いと認識している。研究を重ね、調整を図っていければと考えている。
問 市内のスポーツ団体が、全国大会などに出場する際、市の支援はないのか。

旧美和町時代も行われたカローリング大会



生涯学習課長 体育協会が、選手やチームに奨励金を支給する交付要綱などがある。



本庁舎・分庁舎の地図(あま市のホームページより)

合併協定書を守るべきでは



寺本 隆男 議員

問 合併協定書の項目に「新市の事務所の位置」が明記されているが、あま市本庁舎検討委員会での「本庁舎のあり方」とは何か。

答 整備は、市民のニーズや利便性、経済状況などを勘案しながら、検討する必要がある。具体的な場所、手法、時期、整備費および後年度のランニングコストを含めた長期的な財源確保、本庁舎の適正規模や機能などの課題がある。

問 本庁舎の位置は、新市の中心付近を最適地と書かれているが、市長 具体的な場所は、決まっていない。

問 公共的施設の適正配置は置だが、市長の考え方は各施設、1館なのか。

企画財政部長 個々の公共施設には、それぞれの利用状況や地域の実情がある。これらを十分踏まえ、市全体として公共施設

LD(学習障がい)の対策は



石田 良雄 議員

問 LD(学習障がい)は、知的発達におくれないが、会話、読み書き、計算、推論能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態で、人

間関係がうまくつくれないで、いじめに発展する可能性がある。小中学校でLDと思われる方の人数、対策は。

企画財政部長 本庁舎の整備は、市民のニーズや利便性、経済状況などを勘案しながら、検討する必要がある。具体的な場所、手法、時期、整備費および後年度のランニングコストを含めた長期的な財源確保、本庁舎の適正規模や機能などの課題がある。

問 LDに対応した指導としてソーシャルスキルトレーニング、ストレスマネジメントという学習があるが、どのように考えているか。

学校教育課長 前者は、ロールプレイの手法を取り入れ、スキルを実施している道徳の授業がある。

後者は、担任、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラーなどが、各学校へ巡回し、教育相談活動を行っている。



教育相談センターにて

来を守るため、災害がれき処理の安全確保の基準を



● 東日本震災における瓦礫処理受け入れについての請願書（採択）

（請願者 放射能から子供を守りたいママの会）
 ▽要旨 1.子どもたちが安全安心に暮らせる未来を守るため、私たち市民が同意できる災害がれき処理の安全確保の基準を、国県に対して作るよう要請する。2.処理場および埋立地の周辺地域だけでなく、広くあま市民の合意のないまま、汚染災害廃棄物の受け入れに関する作業を進めないよう、市に対して要請するなど。
 ▼採択の主な理由 放射性物質が外部に出ると抑えることができない。広範囲に広がり、水道水や海、校庭、農産物そしてがれきの処理と、とどまるところを知らない。国が責任を持って、国直轄の焼却施設の設置など、福島原発敷地内などで安全管理のもとで関係自治体の理解と協力を得て進める必要がある。

● 商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充に関する陳情書（採択）

（陳情者 七宝町・美和・甚目寺町商工会他）
 ▽要旨 1.小規模事業対策補助金、地域振興対策補助金を安定的に予算確保して、確実に執行されるよう要望。2.東日本大震災などによる経済の落ち込みなどの影響もあり、中小企業の資金繰りは引き続き厳しい状態が続いている。金融機関が行う中小企業向けの融資において、資金供給の利便性向上を図るための所要の策を講ずるよう要望。3.新たに取り組む事業を支援し、中小企業のやる気を喚起させる「経営革新」による中小企業の経営支援強化など。

● 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情書（採択）

（陳情者 愛知県医療介護福祉労働組合連合会）
 ▽要旨 東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになった。安全・安心の医療・介護のためにも、1.看護師など夜勤・交代制勤務労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。2.医療、社会保障予算をふやし、医師・看護師・介護職員などを大幅にふやすこと。3.国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現することなど。

12月定例会に提出された請願、陳情はあわせて9件でした。担当の常任委員会で審査したあと、最終日には1件の請願と6件の陳情が採択、1件の請願は継続審査、1件の陳情は不採択となりました。採択された陳情のうち、3件は、意見書に関係機関に送付しました。ここでは、採択、可決された請願、陳情、意見書の内容を要約してお伝えします。

国に対して
意見書提出

安全安心に暮らせる未来

「下請の人たちが元請と契約した際、とりわけ公契約の中で、賃金が切り下げられないようにしていくことは、非常に大切。長引く不況の中で、下請単価が、どんどん下げられている状況があり、税金の公正な支出と工事の質の確保、建設労働者の生活と権利を守る点からも支持できる。」などの理由で、付託陳情「公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保」に関する意見書提出のお願い(陳情者、全愛知建設労働組合)が委員会、本会議で採択され、下記の意見書を国に送付しました。

公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保についての意見書(抜粋)

建設業界の特徴である元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は現在も不安定であり、不況下における受注競争の激化など、現場で働く労働者に大きな影響を及ぼし、生活が不安定になっている。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災被害からの復興のため、多くの公契約が国や自治体と民間業者の間で締結されることは、必至。復興事業の名に隠れて、これに尽力する労働者に不適當な低賃金や劣悪な労働条件など、しわ寄せがいくことは、決して許されない。

国におかれては、公共工事における安全や品質を保証するとともに、建設労働者の適正な労働条件を確保するため、「公契約法」制定について検討することなど、早急に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月21日
愛知県あま市議会

内閣総理大臣 殿 他、関係機関



あま恵寿荘でのデイサービス



●「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める陳情書(採択)

(陳情者 愛知県医療介護福祉労働組合連合会)

▽要旨 超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、その待遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度に創設された「介護職員待遇改善交付金事業」は、23年度末で終了することとなっている。介護職員の処遇改善は、いまだ改善された状況になく、離職者が依然として高い状況が続いており、事業者は介護職員の確保に苦慮している。現在の「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める。

▼採択の主な理由 24年度の介護報酬改定にあたり、この介護職員待遇改善交付金事業を継続することを求める。

あま市非核平和都市宣言 に関する請願書を継続審査

総務文教委員会に付託されていた、あま市非核平和都市宣言に関する請願書は、継続審査になりました。厚生委員会に付託の『子ども・子育て新システム』に反対する意見書の提出を求める陳情書は、賛成少数により不採択となりました。

あま市非核平和都市宣言に関する請願書

▽請願趣旨

我が国は、1945年に広島・長崎で、人類史上初めての原爆の被害を受けた。1954年にはアメリカのビキニ環礁での水爆実験による被害を受けた。核兵器による3度の被害を受け、放射能の危険性を、身を持って体験したわが国が、こともあろうに福島原発事故により、自国の国民のみならず、近隣諸国や地球環境に害を与える事態を生んでいる。核兵器全面禁止を願う人々の願いを実現するために、全世界の多くの自治体が、非核平和宣言をしている。愛知県内でも、多くの自治体が宣言を行っており、あま市でも同様の趣旨で宣言していただくよう請願する。

▼委員会が継続審査となった主な質疑

問 核廃絶の表現は、範囲が広いのですが、この宣言の中には、原発というような表現は、入っているのですか。

野中幸夫議員(紹介議員)

入っていません。ただ、請願採択していただいて、宣言は、当局が行っていく内容なので、宣言文書などを参考に核兵器であれ、原発であれ、新たな被爆者をつくらないという文を、この中に挿入していただければいいと思います。

問 東日本大震災後、6月1日に宣言をした愛知県美浜町でも、原発云々という文言が盛り込まれていない

わけですが。

野中幸夫議員

それは、請願者の意思だと思えますが、私なりに解釈をすると、原爆は、すでに広島や長崎に投下されて、数十万人という規模で亡くなっています。第5福竜丸事件も、今日まで、放射能の被害によつて、被爆者の方々は、相当苦しめられてきました。

原爆でも、今日まで、被爆者という形で、放射能被害が長く続いているという状況だと思えます。23年3月11日に事故が発生して、それ以降9カ月経つていますが、放射能に対する恐怖、あるいは被害

あるいは被害というものは新聞紙上で見ても、まだ放射性物質が依然として、垂れ流されている状況にあります。

放射能の被害は、福島原

発の事故を受けて、時間的にも空間的にも社会的にも、我々がきちんと受け止めて、対応していくことが必要ではないかと思えます。その意味も含めて非核平和都市宣言として、進めていく必要があると思っております。

問 非常に重要な問題です。日本が核の平和利用ということ、安全であると言われた原発をつくってき、そうした事故で神話が崩れている状況なので、原発問題を審議しなければいけないと思えます。委員会の委員だけでなく、全議員でもう一度審議して、全会一致で平和宣言していくべきと考えるので、継続審査にできないのですか。

委員長 非核平和都市宣言は全会一致にすべきで、全議員で審議するべく継続審査にしては、との発言がありましたので、継続審査とすることの採決をします。(委員会での採決の結果、継続審査となりました。)



被害をもたらした福島原発の爪あととは、深い

11月臨時会、 12月定例会で決まりました

件名		審議結果
職員の給与に関する条例の一部改正（11月29日臨時会にて）		賛成多数決 原案可決
行政財産の目的外使用に係る使用料条例		賛成多数決 原案可決
人権尊重のまちづくり条例		賛成多数決 原案可決
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正		賛成多数決 原案可決
水道事業の設置に関する条例の一部改正		賛成多数決 原案可決
消防団条例の一部改正		賛成多数決 原案可決
消防団員等公務災害補償条例の一部改正		賛成多数決 原案可決
あま市と名古屋市との間の公共下水道の使用料の徴収に関する事務の委託に関する規約の制定		賛成多数決 原案可決
愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更		賛成多数決 原案可決
損害賠償の額の決定		賛成多数決 原案可決
平成23年度の補正予算	一般会計補正予算(第3号)	賛成多数決 原案可決
	介護保険特別会計補正予算(第2号)	賛成多数決 原案可決
	公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	賛成多数決 原案可決
	後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	賛成多数決 原案可決
	病院事業会計補正予算(第1号)	賛成多数決 原案可決
固定資産評価員の選任		賛成多数決 原案可決
人権擁護委員候補者の推薦		賛成多数決 原案可決
あま市非核平和都市宣言に関する請願書		賛成多数決 原案可決
東日本震災における瓦礫処理受け入れについての請願書		賛成多数決 原案可決
『子ども・子育て新システム』に反対する意見書」提出を求める陳情書		賛成多数決 原案可決
大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情書		賛成多数決 原案可決
「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める陳情書		賛成多数決 原案可決
商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充に関する陳情書（旧3町の商工会より3件）		賛成多数決 原案可決
「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保」に関する意見書提出のお願い		賛成多数決 原案可決
大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書		賛成多数決 原案可決
「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書		賛成多数決 原案可決
公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保についての意見書		賛成多数決 原案可決

人事案件

あ

ま市では現在固定資産評価員を設置していませんが、平成24年が市として初めての評価替えをむかえることから、これを契機として、固定資産評価員を設置するものです。固定資産評価員には、税務課職員を指揮監督する立場にある総務部長を充て職とすること

とし、山崎之孝氏を選任することに同意しました。人権擁護委員候補者の推薦は、24年3月31日に任期満了となります。服部光雄氏を、引き続きの推薦に適任と答申しました。

▼本会議での主な質疑

問 課税される固定資産が少ないときには評価委員を
設置しないでもいいとされていますが、今回、設置す

るのは、合併で評価する物件などが多くなったからということなのですか。償却資産も含まれると思いますか、その点はどうですか。

税務課長 固定資産税を課せる固定資産が少ない場合は固定資産評価員を設置せず、その職務を市町村長が行うことができます。旧3町では、固定資産税を課される固定資産が少ないとして、評価員を選任してこなかった経緯があります。評価替えをむかえ固定資産税を課される固定資産の数は、前回の評価替えに比べ約3倍になっています。固定資産が少ないと言えなくなったこと、現在県内37市のうち33市において評価員を設置していることにかんがみ、市として初めての評価替えを契機として設置するものです。

償却資産は、その数が旧町の時代と比べまして、景気の動向により若干、少ないです。人権擁護委員は、どうか。企画財政部長 国民に保障されている基本的人権を擁護、監視し、基本的人権が侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとり、常に自由人権思想の普及高揚に努めています。

<http://www.city.ama.aichi.jp/gikai/>

○議会中継…本会議での一般質問の様子や議長など役員改選時の臨時会の模様を、ケーブルテレビのクローバーチャンネルにて放映します。放映は生中継とその日の午後7時から再放送しています。

○会議録検索…本会議や委員会の会議録を公開しています。探したい言葉を入力すれば容易に検索することができます。

本市議会では、上記のほかにも、次期議会の日程予定や議会だよりもホームページにて公開しています。お気軽にご覧ください。

あなたも議会を傍聴しませんか？

今、あま市ではどんなことが議論されているのだろうか。また、どんな計画があってどう進んでいるのであろう。あなたの身近なことも議会で論議されているのかもしれない。あま市役所甚目寺庁舎の3階の議会事務局の受付で、住所・氏名などを記入していただくだけで、誰でも傍聴できます。白熱した質問と答弁を、あなたもぜひ見に来られては…。



次回の定例会は、2月29日(水)からの予定です。

「市民の声」

『特色を出すコーナーを設けては』

あま市金岩 溝口 紘さん

住民と議会とのパイプ役である議会だよりが一段と充実した内容になり、議会の動向を容易に知ることができます。保存もしやすく、読む人の視点に立って作成されており、編集委員の方々の労苦に感謝します。

今後、さらに議会で議論されている内容が一層分かりやすく市民に伝わるように、新鮮かつ柔軟な発想で工夫されることを望みます。

例えば、コラム欄などで議会用語など難解な言葉を解説してはどうでしょうか。また、「あま市議会だより」としての特色を出すコーナーを設けてはいかがでしょうか。なお、議会で話し合われた事が市政にいかに関係されているかを具体的に伝えていただきたいものです。変化の中にも調和のある紙面になれば一層魅力ある議会だよりになると思います。

地方分権と情報公開が避けて通れない今こそ、住民が積極的に市政に関わり、本当に開かれたあま市になることが必要です。議会だよりがその突破口となることを確信しています。

3月定例会予定

2月29日(水)	議案説明
3月6日(火)	一般質問 議案質疑
3月7日(水)	
3月9日(金)	
3月13日(火)	総務文教委員会
3月14日(水)	厚生委員会
3月15日(木)	建設産業委員会
3月23日(金)	討論・採決

※日程は変更となる場合があります。

編集後記

「あま市」議会だよりも二回目の初春を迎えることができました。

昨年一年を表す漢字一文字に「絆」が選ばれました。今、日本人が忘れていた絆、昨年の大震災が思い出させてくれました。今年は、明るい話題の多い年になって欲しいものです。

新しい年を迎え、編集委員一同、市民の皆様と行政との「絆」を大切にさらなる飛躍を目指し頑張つてまいります。今年もご愛読のほどよろしくお願い致します。(杉藤) ■議会だより

編集特別委員会

委員長 加藤 正
副委員長 加藤 哲生
委員 杉藤 憲二

新間 賢治
吉川 景男
花木 敏行
八島 進
水谷 康治
足立 詔子